別表六の二（二の二）付表　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は租税特別措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

別表六の二（二の二）付表　各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

区分				国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
当期の個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「21」）		1	円		
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額（別表六の二(二の二)「11」）	2			
	当期の個別国外所得金額 個別国外所得の金額(45)（マイナスの場合は0）	3			
	連結国外所得の金額（別表六の二(二の二)「8」）	4			
	連結国外所得金額（別表六の二(二の二)「10」）	5			
	(5)×(3)/(4)	6			
	個別国外所得金額((3)と(6)のうち少ない金額)	7			
	各連結法人の個別国外所得金額の合計額（各連結法人の(7)の合計）	8			
	連結控除限度個別帰属額 (2)×(7)/(8)	9			
当期に控除できる金額の計算	法第81条の15第１項により控除できる金額((1)と(9)のうち少ない金額)	10			
	法第81条の15第２項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）	11			
	法第81条の15第３項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）	12			
	計 (10)+(11)+(12)	13			
個別帰属額 (13)		14			
当期の個別国外所得の金額の計算	国外の当期利益又は当期欠損の額	15		円	円
	加算 納付した個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「7」）	16			
	加算 交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17			
	加算 貸倒引当金の戻入額	18			
	加算	19			
	加算	20			
	加算	21			
	加算	22			
	加算	23			
	加算	24			
	加算	25			
	加算	26			
	加算	27			
	加算	28			
	加算 小計	29			
	減算 貸倒引当金の繰入額	30			
	減算	31			
	減算	32			
	減算	33			
	減算	34			
	減算	35			
	減算	36			
	減算	37			
	減算	38			
	減算	39			
	減算	40			
	減算	41			
	減算 小計	42			
	仮計 (15)+(29)−(42)	43			
	非課税国外所得の控除額 (43の②)（マイナスの場合は0）	44			
	個別国外所得の金額 (43)−(44)	45			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）